



主な記事

- 2面：地元のお店を応援しよう
3面：特集 おうちじかん
4面：新型コロナウイルス感染症の関連情報



発行/三田市役所 〒669-1595 兵庫県三田市三輪 2-1-1 ☎079-563-1111 (代表)
編集/秘書広報課 ☎079-559-5040 FAX 079-563-1366

市民を守り、地域を守る「緊急対策」を行います

三田市非常事態宣言 発出中 / 5月6日まで

\* 5月1日号の内容は全て4月24日時点の情報です

「非常事態宣言」— 皆さんへのお願い

三田市では、5月6日まで新型コロナウイルス感染症にかかる「非常事態宣言」を行っています。「自分を守り、人を守り、そして三田を守る」ため、皆さんには、期間中、次のことを徹底するよう改めて強くお願いします。
問い合わせ= 563-1111(代表)

市民の皆さんへお願い



できる限り「人との接触」を控えてください

- 生活必需品の購入など生活の維持に必要な場合を除き、自宅から外出しない
気分転換での商業施設の利用は控える
公園など屋外でも人との接触や長時間の会話は控える
ゴールデンウィーク中も帰省・旅行は避ける
国、県、市などが発信する正確な情報をもとに冷静かつ適切な対応を

事業者の皆さんへお願い

- 対象業種等に対する県の休業要請・依頼にご協力
在宅勤務等による出勤者の7割削減、職場での3密(密閉・密集・密接)の回避による接触機会の低減を

— 市長メッセージ —

4月15日、「自分を守り、人を守り、そして三田を守る」を基本理念とする「三田市非常事態宣言」を発し、市民のみなさんには「外出の自粛」を強く要請したところです。併せて、市内の事業者の皆さんには、兵庫県の緊急事態措置にある「休業要請への協力」につきご理解を求めてきたところです。多くの事業者の皆さんには、休業や営業短縮に努めていただいております。深く感謝申し上げますとともに大変ご苦労されていることに心を痛めております。

この度、三田市独自の緊急対策を発表させていただきました。国や県の経済対策等と連携を図りながら、事業者の皆さんの経営および従業員の方々の雇用を守るための財政・金融支援を行うとともに、長期間の外出自粛に伴うストレス等による高いリスクを抱えておられるご家庭への相談等の生活支援を行ってまいります。

今回の緊急対策は当面の措置であり、今後の感染状況等を十分に把握し、市議会との協議を重ねながら、さらなる効果的な対策を推進していきます。市民の皆さんには、引き続き、「人との接触」を極力回避するという厳しい日常生活をお願いすることになりますが、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息を目指しながら、共に、三田の地域産業、市民生活を守り抜きたいと思っております。ご理解、ご協力をお願い申し上げます。



三田市長 森 哲男

三田市の新型コロナウイルス感染症緊急対策

非常事態宣言を踏まえ、市民を守り、地域を守る対策を緊急に進めるため、下記3点の取り組みに必要な予算(お金)約2.6億円を追加しました。その内容の一部をお知らせします。\*令和2年度 一般会計補正予算

詳細は市ホームページをご覧ください。お問い合わせ= 563-1111(代表) \*各担当課へご案内します



1

感染拡大防止対策



感染拡大を予防・防止

2

地域産業への支援



事業所等の経営悪化などに対応

3

市民生活への支援



就業や収入などへの影響に対応

1 感染拡大防止対策

- 市役所、学校教育施設など公共施設の業務継続や福祉施設等への支援に必要なマスク、消毒用アルコールなど衛生用品を確保します

2 地域産業への支援

【小規模事業者応援助成金】

- 一定の要件を満たす小規模事業者に一律10万円を支給します

【経営継続支援金】

- 休業要請等に応じた事業者と県と協調して支援金を支給します

【市融資制度の拡充】 新たな融資を受けやすくすることで事業者支援

- 信用保証料を市が全額負担します
貸付期間や据置期間を延長します

【がんばる事業者応援プロジェクト】

市内事業者が行うまちに元気を呼び起こす取り組みを支援

- テイクアウトが可能な店舗情報を発信します
飲食店等のプレミアム付き金券の販売を支援します
飲食店等による「おべんとうマルシェ」「こども弁当」を支援します

3 市民生活への支援

【ひとり親世帯への臨時特別給付金】

- 4月分の児童扶養手当受給対象世帯等に5万円を支給します

【生活関連・緊急サポートセンターの設置】 心身または経済的な負担が大きくなっている人に対して専用の相談窓口を設置し支援

- 緊急サポート・生活相談ダイヤルを開設します
559-5111(平日9時~17時30分) ※5月6日までは毎日相談受付
生活状況の把握と支援事業(緊急訪問)を実施します

【住居確保給付金の拡充】 収入減少により住居を失うおそれが生じている人に、家賃相当額を支給

- 離職や廃業の場合だけでなく、休業等により同程度に収入が減収している場合に、一定期間家賃相当額を市から支給します

【4カ月児健診(個別健診)の実施】

- 延期中の集団健診に代わり、身近な医院での個別健診を実施します

今後実施予定

子育て世帯臨時特別給付金... 4月分児童手当受給者に支給(児童一人につき1万円) ☎559-5072
特別定額給付金(仮称)... 給付対象者一人につき10万円を支給 ☎559-5096
「特別定額給付金(仮称)」最新情報▶



\*手続き等は随時お知らせします。早くお届けできるよう準備を進めています。

その他

緊急雇用... 内定取り消しされた新卒者・解雇者などを市の会計年度任用職員として採用(10人程度)

共に、三田の地域産業、市民生活を守り抜こう